## 国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第 一 港湾局に港湾経済課を設置するとともに、海事局港運課を廃止すること。

( 第十三条、第十四条、第百四十条、第百四十一条、第百四十六条、第百五十七条から第百五十八条の二

まで及び第百六十二条関係)

第二 国土計画局に参事官一人を置くとともに、 同局特別調整課を廃止すること。

(第六十二条、第六十三条及び第六十六条から第七十条まで関係)

都市・地域整備局に特別地域振興官一人を置くとともに、同局特別地域振興課を廃止すること。

(第八十一条、第八十五条及び第九十二条関係)

第四 航空局管制保安部無線課の名称を管制技術課に改めること。

(第百六十四条、第百七十八条及び第百八十一条関係)

第 五 気象庁地球環境・海洋部を設置するとともに、同庁気候・海洋気象部を廃止すること。

(第二百二十六条、第二百二十九条、第二百三十一条及び第二百三十三条関係)

第六(その他、所要の規定の整備を行うこと。

第七 この政令は、平成十七年七月一日から施行すること。ただし、一部の規定は、同年十月一日から施行

すること。

(附則第一項関係)

第 八 奄美群島振興開発特別措置法施行令等について、所要の規定の整備を行うこと。

( 附則第二項及び第三項関係)